

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



公益社団法人

全国精神保健福祉会連合会

20230703

公益社団法人 全国精神保健福祉社会連合会(みんなねっと)の概要

1. 設立年月日:平成18年11月30日 特定非営利活動法人発足
平成22年 7月 1日 一般社団法人設立
平成22年12月22日 公益社団法人変更承認
2. 活動目的及び主な活動内容:
当法人は、広く一般市民を対象として精神障がい者の自立と社会参加の促進に資するための社会啓発及び広報活動、精神障がい者とその家族に対する相談・支援、並びに精神障がい者の社会参加等に関する調査研究・施策提言を行い、精神障がい者とその家族の福祉の増進に寄与することを目的としています。
【主な活動内容】
 - ・精神保健福祉の向上に資するための社会啓発、広報事業
 - ・精神障がい者とその家族に対する相談、支援事業
 - ・精神障がい者の社会参加を推進するための調査、研究事業
 - ・家族会活動の育成強化及び当事者活動の支援を図る事業
 - ・関係機関、団体との連絡、調整に関する事業
 - ・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
 - ・全国大会・ブロック研修大会の開催
 - ・機関誌の発行
3. 会員数:正会員46都道府県 オブザーバー1(山口準備会) グループ2(配偶者、子ども)
賛助会員 1万人 みんなねっとサロン 7735名
5. 機関誌:月刊10,000部発行 メールマガジン、Twitter、LINE@などSNS 5670名
6. 法人代表: 理事長 岡田久実子
7. 連携団体:JDF、きょうされん、コンボなど、 他精神関連団体は状況に応じて協力
8. 活動状況
 - ・全国大会 毎年開催
 - ・ブロック大会 8ブロックにて開催
 - ・みんなねっとフォーラム
 - ・行政当局・公共団体等の役割受任と政策検討・提起
 - ・精神障害者家族間の支援者(ピアサポート)の養成および活動の推進
9. 書籍等の普及・頒布

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 施設関係

(1) 就労継続B型事業所

- 精神障害者の通所が困難な場合の支援に対する報酬が不十分であると指摘する
- 地域協働加算やピアサポート加算はハードルが高く、精神障害者にとって利用しやすいサービスの提供ができる体系の構築や報酬の検討を求める

(2) 共同生活援助(GH)

- 障害認定区分による基本単価や夜間加算の基準が精神障害者に不利であると指摘する
- 精神障害者の不安や生活の困りごとに対応する職員の負担を考慮する必要がある
- 認定区分の内容の見直しを求める

2 相談支援関係

(1) 指定一般相談支援事業(地域移行支援)

- 面接・同行支援の回数や支給期間の要件が現場の実情に合わないと指摘する
- 長期入院者の地域生活への意思決定や自己決定を支援するためには、関係性の構築や時間的余裕が必要である

(2) 指定特定相談支援事業(計画相談)

- 件数に応じた報酬の体系が利用者のニーズ把握やアセスメントに影響すると指摘する
- 支援者としての理念や志が低下しかねないと懸念する
- 1人当たりの報酬単価の引き上げを求める

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(1) 就労継続B型事業所について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 精神障害者の就労継続B型事業所では、通所が困難な利用者に対しても訪問や面談、電話での支援を行っているが、その報酬単価は低いか無報酬である。
- このような支援は精神障害者にとっては病状の変化をキャッチしたり、孤立の防止、日常生活の継続性を支えるなどの大事な支援であるが、作業時間外での業務となってしまうことも多く、職員への負担増につながっている。
- 令和3年度からは平均月額報酬の他に「地域協働加算」および「ピアサポート加算」が新設されたが、地域協働加算は地域や地域住民と協働した取り組みを実施する事業所を評価する加算であり、ハードルが高い。特に精神障害者の場合、社会の偏見により、利用者側が地域住民との協働を希望しにくい側面もある。
- 精神障害者が利用しやすいサービスの提供ができ、支援者側も利用者に合わせてサービス提供ができるような体系の構築や就労支援ではない障害者支援として必要な部分への報酬を検討してほしい。

<工夫している点>

- * 無報酬ではあるが、継続した訪問等の支援を行った結果、徐々に定期的に通所ができるようになり、平均通所者数の増加につながった
- * 利用希望者の中にはB型によくある作業(内職や清掃等)を希望しない精神障がい者にもマッチできるよう、趣味を生かせるような作業内容(当事者が書いた絵を商品化する等)を取り入れることで、福祉サービスにつながりにくい精神障がい者の利用機会を提供している。

【意見・提案の内容】

視点1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法(以下:サービスの質と効果)

- 課題:通所が困難な利用者に対する訪問や面談、電話での支援の内容や効果を客観的に評価する方法が不十分である。
- 対処方策:訪問や面談、電話での支援において、利用者の病状や生活状況、ニーズや目標などを明確に把握し、記録するシステムを整備する。また、定期的に利用者や関係者とのフィードバックや相談を行い、支援内容や方法を見直す仕組みを作る。
- 評価方法:訪問や面談、電話での支援の回数や時間、内容や効果などを記録し、定量的・定性的に分析する。また、利用者や関係者からの満足度や意見などを収集し、改善点や課題を抽出する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(1) 就労継続B型事業所について

・視点2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、質の高い人材の確保を含めたサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策(以下:サービス提供体制の確保)

- 課題:精神障害者の就労継続B型事業所の職員は、通所支援だけでなく、訪問や面談、電話での支援も行う必要があるが、そのための専門的な知識や技術、経験やモチベーションが不足している場合がある。
- 対処方策:精神障害者の就労継続B型事業所の職員に対して、訪問や面談、電話での支援に関する研修や指導を充実させる。また、職員間の情報共有や連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるようにする。さらに、職員の負担軽減やワークライフバランスの確保を図るために、業務の分担や効率化、福利厚生などの改善を行う。

・視点3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から3倍以上に増加し、毎年1割程度の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策(以下:持続可能な制度)

- 課題:通所が困難な利用者に対する訪問や面談、電話での支援は、精神障害者にとっては必要不可欠なサービスであるが、その報酬単価は低いか無報酬であり、事業所の経営や職員の待遇に影響を与えている。
- 対処方策:通所が困難な利用者に対する訪問や面談、電話での支援の報酬単価を見直し、その内容や効果に応じて適正に評価する。また、通所が困難な利用者に対する訪問や面談、電話での支援を行う事業所に対して、「通所困難者支援加算」などの新たな加算を設ける。

・視点4 業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策(ICT活用など)(以下:業務の負担軽減・効率化)

- 課題:通所が困難な利用者に対する訪問や面談、電話での支援は、事業所から遠く離れた場所で行う場合もあり、移動時間や交通費などがかかる。また、訪問や面談、電話での支援の記録や報告などの事務作業も多く、時間や手間がかかる。
- 対処方策:ICT(情報通信技術)を活用し、訪問や面談、電話での支援をオンラインで行うことができるようにする。また、ICTを活用し、訪問や面談、電話での支援の記録や報告などの事務作業を簡素化・自動化・共有化することができるようにする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2) 共同生活援助(GH)について

【意見・提案を行う背景、論拠】

精神障害者のグループホームでは、身体的な介護等はあま認められない傾向にあるため、障害認定区分が低くなりがちです。しかし、入居者は不安や生活の困りごとを抱えており、その対応に職員の負担が大きくなっています。このような精神的な支援は、認定区分や報酬に反映されていません。このため、グループホームの運営や職員の処遇が困難になっています。

【意見・提案の内容】

・視点1 サービスの質と効果

入居者の精神的な支援を行う際に、その目的や方法、結果を記録し、評価する仕組みを作る必要があります。また、職員の研修や相談体制を充実させるとともに、その効果を検証する仕組みを導入する必要があります。

・視点2 サービス提供体制の確保

基本単価や夜間の加算の基準を見直し、適正な運営費用や職員の処遇を確保する必要があります。また、地域との連携や協働を促進するためには、グループホームと地域社会との情報交換や相互理解を深める取り組みを推進する必要があります。

・視点3 持続可能な制度

障害福祉サービス等の予算の配分や活用については、利用者のニーズや満足度、サービスの質や成果などを評価する指標を設定し、検証する仕組みを作る必要があります。また、サービスの種類や内容、提供方法などを見直し、効果的かつ効率的なサービスモデルを開発する必要があります。

・視点4 業務の負担軽減・効率化

ICT(情報通信技術)を活用して業務の負担軽減・効率化を図る必要があります。例えば、入居者の支援記録や評価を電子化し、クラウドサービスなどで管理することで、業務の簡素化や迅速化ができます。また、職員の勤務管理や研修もオンラインで行うことで、時間や場所に柔軟に対応できます。さらに、業務に関する情報や知識もデジタル化し、共有化することで、職員間の連携や学習ができます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3) 指定一般相談支援事業(地域移行支援)について

【意見・提案を行う背景、論拠】

指定一般相談支援事業(地域移行支援)は、精神障害者が長期入院から地域生活へ移行するための支援を行う事業である。しかし、現在の基本報酬の要件は、月2回以上の面接・同行支援を必要としており、入院者との関係性構築や意思決定支援に十分な時間が割けないことが問題となっている。また、支給期間は6か月と短く、地域移行に向けた準備や安定した生活維持に不十分である。これらの要件は、地域移行支援の目的や精神障害者のニーズに沿っていないと言える。

【意見・提案の内容】

・視点1 サービスの質と効果

地域移行支援の質を高めるためには、入院者との関係性構築や意思決定支援に重点を置く必要がある。そのためには、面接・同行支援の回数ではなく、入院者との信頼関係や自己決定能力の向上を評価基準とすることが望ましい。また、支援者の専門性や経験を考慮した報酬体系を導入することで、質の高い人材の確保や育成を促すことができる。

・視点2 サービス提供体制の確保

地域移行支援を受ける利用者は、退院後も継続的なサポートが必要な場合が多い。そのためには、地域移行支援事業所と他の障害福祉サービス事業所との連携や情報共有が重要である。しかし、現状では、連携や情報共有が十分に行われていないことが課題となっている。この課題を解決するためには、地域移行支援事業所に対する相談・連絡・調整等の業務負担を減らすための報酬を設けることや、他の障害福祉サービス事業所との連携や情報共有を促進するためのガイドラインやツールを整備することが必要である。

・視点3 持続可能な制度

地域移行支援は、精神障害者の地域生活の実現に向けた重要なサービスであるとともに、長期入院の解消や医療費の削減にも貢献するサービスである。そのため、地域移行支援の予算は、障害福祉サービス等の予算全体の中で優先的に確保する必要がある。また、地域移行支援の効果や成果を明確にするために、事業所や利用者のデータやフィードバックを収集・分析し、報告・公表する仕組みを整えることが必要である。

・視点4 業務の負担軽減・効率化

地域移行支援事業所は、入院者や退院者との面接・同行支援や相談・連絡・調整等の業務に加えて、事業所運営や事務処理等の業務も行っている。これらの業務は、時間や人員の負担が大きく、サービスの質や効率に影響を与える可能性がある。この課題を解決するためには、ICTを活用した業務管理や事務処理のシステムを導入することや、事業所間や他機関との情報交換や連携をオンラインで行うことが有効である。

(4) 指定特定相談支援事業(計画相談)について

【意見・提案を行う背景、論拠】

相談支援専門員は、障害者の自立支援計画やサービス利用の支援を行いますが、現在の報酬体系では、件数に応じて報酬が算定されるため、利用者のニーズ把握やアセスメントが不十分になりかねず、支援者としての理念や志が低下しかねないという問題があります。そこで、報酬単価を引き上げることで、相談支援専門員の負担を軽減し、質の高いサービスを提供できるようにすることが必要であると考えます。具体的には、以下の視点から意見を構成します。

【意見・提案の内容】

・視点1 サービスの質と効果

利用者とのコミュニケーションやフォローアップを充実させることで、利用者の満足度やニーズ適合度を高めること。

・視点2 サービス提供体制の確保

相談支援専門員の待遇やモチベーションを向上させ、離職率を低下させること。また、教育・研修制度を充実させ、相談支援専門員のスキルアップやネットワーク形成を促進すること。

・視点3 持続可能な制度

相談支援専門員が最適なサービスを提案し、無駄なサービス利用や重複利用を防ぐこと。また、利用者の自立度や社会参加度を高めることで、将来的にサービス利用の減少や縮減につなげること。

・視点4 業務の負担軽減・効率化

事務補助やアシスタントを雇用し、業務の分担や効率化を図ること。また、ICTを活用し、データベース化や共有化を進めること。